

41 類

原皮（毛皮を除く。）及び革

牛革、ワニ革

ワニ革



牛革

原皮

42 類

革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、
ハンドバッグその他これらに類する容器
並びに腸の製品

プラスチック製のスーツケース、革製の手袋・
エプロン、衣服用ベルト、野球用革製グローブ、
紡織用繊維製の犬用の引き綱、革製バッグ

プラスチック製の
スーツケース

革製バッグ



衣料用ベルト

野球用革製
グローブ

42 類

革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、
ハンドバッグその他これらに類する容器
並びに腸の製品

重要な部・類の注

《第 42 類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品の注の規定》

- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (d) 第 64 類の物品
 - (e) 第 65 類の帽子及びその部分品
 - (g) カフスボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類
(第 71.17 項参照)
 - (k) 第 94 類の物品 (例えば、家具及び照明器具)
 - (l) 第 95 類の物品 (例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)
など
- 3 (A) 第 42.02 項には、2 の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。
 - (a) 取手付きのプラスチックシート製の袋 (印刷してあるかないかを問わないものとし、長時間の使用を目的としたものに限る。第 39.23 項参照)
 - (b) 組物材料の製品 (第 46.02 項参照)
- 4 第 42.03 項において衣類及び衣類附属品には、手袋、ミトン及びミット (運動用又は保護用のものを含む。)、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革並びに腕輪 (時計用のものを除く。第 91.13 項参照) を含む。

42 類

革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、
ハンドバッグその他これらに類する容器
並びに腸の製品

出題例

【問題】

取手付きのプラスチックシート製の袋（長期間の使用を目的としないもの。）は、第 42.02 項の容器に分類される。

【問題】

革製の帽子は、革製品として分類されず、帽子として第 65 類に分類される。

42 類

革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、
ハンドバッグその他これらに類する容器
並びに腸の製品

解答

【問題】

取手付きのプラスチックシート製の袋（長期間の使用を目的としないもの。）は、第 42.02 項の容器に分類される。

【解答】 誤り。

取手付きのプラスチックシート製の袋（長期間の使用を目的としないもの）は第 39 類に分類される（第 42 類注 3 (A) (a)）。

【問題】

革製の帽子は、革製品として分類されず、帽子として第 65 類に分類される。

【解答】 正しい。

革製の帽子は、革製品として分類されず、帽子として第 65 類に分類される（第 42 類注 2 (e)）。

43 類

毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

毛皮を裏張りした毛織物製のコート、毛皮

毛皮を裏張りした
毛織物製のコート

毛皮



43 類

毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

重要な部・類の注

《第 43 類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品の注の規定》

4 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（2 の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く。）は、第 43.03 項又は第 43.04 項に属する。

5 この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮（主として第 58.01 項又は第 60.01 項に属する。）を含まない。

出題例

【問題】

毛皮を裏張りした毛織物製のコートは、第 43 類（毛皮及び毛皮製品）に分類される。

43 類

毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

解答

【問題】

毛皮を裏張りした毛織物製のコートは、第43類（毛皮及び毛皮製品）に分類される。

【解答】 正しい。

毛皮を裏張りした毛織物製コートは、第43類（毛皮及び毛皮製品）に分類される（第43類注4）。